

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

道監査委員公表

○監査公表第1号.....	25
道函館方面公安委員会告示	
○北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程.....	25
道北見方面公安委員会告示	
○北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程.....	26

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (総務部総務課)	17
○公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の一部改正..... (環境保全課)	18
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (道立病院管理室)	18
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (食品衛生課)	18
○土地改良事業の廃止の申請の適否の決定..... (農業支援課)	19
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可..... (農業支援課)	19
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可..... (農業支援課)	19
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業支援課)	19
○土地改良事業の施行の同意..... (農業支援課)	19
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業支援課)	19
○土地改良区の合併..... (農業支援課)	19
○農業振興地域の指定の一部改正..... (農地調整課)	20
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	20
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	20
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	20
○二級河川の指定..... (河川課)	21
○河川法準用令による河川法準用河川の認定の一部改正..... (河川課)	22
○海岸保全区域の指定の一部改正..... (空港港湾課)	22

支 庁 告 示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	22
札幌医科大学告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	23
道教育庁十勝教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件).....	24
道選挙管理委員会告示	
○北海道議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表の一部訂正.....	25

告 示

北海道告示第269号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道庁本庁舎清掃業務(8階から12階まで及び塔屋に限る。) 一式
- (2) 落札を決定した日
平成17年3月17日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社東洋実業
イ 住 所 札幌市中央区北6条西22丁目2番7号
- (4) 落札金額
46,620,000円
- 2(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道庁別館庁舎清掃業務(3階から5階まで) 一式
- (2) 落札を決定した日
平成17年3月28日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 北海道ビルメンテナンス株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西6丁目3番地1
- (4) 落札金額
3,465,000円
- 3(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道庁別館庁舎清掃業務(6階から8階まで) 一式
- (2) 落札を決定した日
平成17年3月28日

- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 北海道ビルメンテナンス株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西6丁目3番地1
- (4) 落札金額
3,600,450円
- 4(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道庁別館庁舎清掃業務（9階から12階まで） 一式
- (2) 落札を決定した日
平成17年3月28日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 北海道ビルメンテナンス株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西6丁目3番地1
- (4) 落札金額
3,558,450円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成17年2月4日付け北海道告示第80号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部総務課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示270号

昭和48年北海道告示第642号（公共水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の河川の項「余市川中流(1)（マクンベツ川の仁木町銀山簡易水道取水口から上流）」を「余市川中流（金橋から余市町上水取水口まで（マクンベツ川、然別川及び種川を含む。）」に、同項中余市川中流(2)、余市川中流(3)及び余市川下流(1)の事項を削り、「余市川下流(2)（余市町上水取水口及び仁木町簡易水道取水口から上流）
B」を「余市川下流（余市町上水道取水口から下流）
A」に改める。

北海道告示第271号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成17年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
(1) 随意契約に係る物品等の名称
重油（J I S 1種2号）1ℓ当たりの単価
(2) 数 量 調達予定数量 3,000,000ℓ
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成17年3月22日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 北日本石油株式会社
(2) 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28-5
- 4 随意契約に係る契約金額
44,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道保健福祉部道立病院管理室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第272号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成17年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
(1) 随意契約に係る物品等の名称 プラテリアBSE1セット当たり単価
(2) 数 量 調達予定数量 2,267セット
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成17年3月28日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道和光純薬株式会社
(2) 住 所 札幌市北区北15条西4丁目
- 4 随意契約に係る契約金額

プラテリアBSE1セット当たり単価 138,600円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道保健福祉部総務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9号において準用する同法第8条第1項の規定により、森町土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の廃止の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道渡島支庁に備え置いて、平成17年4月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第274号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、羽幌土地改良区が管理する羽幌ダムに係る管理規程の変更を認可した。

平成17年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

認可した管理規程の概要

羽幌ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、羽幌土地改良区が管理する羽幌二股ダムに係る管理規程の廃止を認可した。

平成17年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

廃止した管理規程の概要

羽幌二股ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（厚沢部地区中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、農地防災、客土、暗きよ、農用地改良保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山支庁に備え置いて、平成17年4月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、当該決定に対して取消しの訴えを提起することができる。

平成17年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年3月31日、芽室町を行う土地改良（美生地区維持管理）事業の施行に同意した。

平成17年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成17年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
厚沢部町	鶉 1	災害復旧（農業用施設）	平成16.11.30
同	当路 1	同	同
同	西鶉 1	同（農地）	同
同	中館 2	同	同
厚沢部土地改良区	上里 1	同（農業用施設）	同 16.12.20
同	美和 3	同	同

北海道告示第279号

羽幌土地改良区及び初山別土地改良区の合併により、平成17年4月1日、初山別土地改良区は解散した。

羽幌土地改良区は、合併後存続し、定款を変更し、及び名称をオロロン土地改良区に変更した。

平成17年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第280号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農地調整課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成17年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1 昭和45年北海道告示第703号の一部を次のように改正する。

北見地域の事項中「平成9年北海道告示第460号」を「平成17年北海道告示第244号」に改め、帯広地域の事項中「平成16年北海道告示第391号」を「平成17年北海道告示第244号」に改め、音更地域の事項中「平成15年北海道告示第499号」を「平成17年北海道告示第244号」に改める。

2 昭和45年北海道告示第2678号の一部を次のように改正する。

北広島地域の事項中「平成9年北海道告示第460号」を「平成17年北海道告示第244号」に改める。

3 昭和47年北海道告示第3389号の一部を次のように改正する。

函館地域の事項中「平成15年北海道告示第499号」を「平成17年北海道告示第244号」に改め、旭川地域の事項中「都市計画法で定める市街化区域（平成8年北海道告示第1432号）」を「都市計画法で定める市街化区域（平成17年北海道告示第244号）」に改める。

4 昭和48年北海道告示第3341号の一部を次のように改正する。

えりも地域の事項中「町有林野の7、8、」の次に「46（18から21までの小班に限る）、47（13及び14小班に限る）、」を加え、「87（1小班に限る。）、88（1小班に限る。）、89（1小班に限る。）、90（1小班に限る。）、91（1小班に限る。）」を「87（1及び20から22までの小班に限る。）、88（1及び22から26までの小班に限る。）、89（1、21及び22小班に限る。）、90（1、3及び22小班に限る。）、91（1、3及び37小班に限る。）」に改める。

北海道告示第281号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する予定である。

平成17年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 余市郡余市町白岩町107・123の1・123の9・127・169（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及び余市町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第282号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 余市郡余市町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 余市郡余市町白岩町106・125の3・135・135の4・168・178の2（以上6筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・123の20・139の2（以上2筆国有林）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び余市町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第283号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 様似郡様似町字大泉89の1、91、92
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大泉89の1・91・92（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 様似郡様似町字平宇289の2・289の16・289の28（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、

289の1、289の22、289の29

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 標津郡標津町南7条西3丁目2の1

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 標津郡標津町南7条西2丁目1の2、南7条西3丁目2の2

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

標津郡標津町南6条西2丁目16、南7条西2丁目1の1、1の3、1の4、1の8、1の10から1の12まで、南7条西3丁目1の1から1の3まで、1の5から1の7まで、2の3、2の4、字標津1326の177

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

6(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

標津郡標津町南6条西2丁目16、南7条西2丁目1の1から1の4まで、1の8、1の10から1の12まで、南7条西3丁目1の1から1の3まで、1の5から1の7まで、2の1、2の3、2の4、字標津1326の177

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐とする。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第284号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、次の河川を二級河川として指定する。

平成17年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

水系名	河川名	区	上流端	下流端
チマイベツ川	ベトル川	室蘭市石川町196番地先の	上流端を示す標柱	チマイベツ川への合流点

北海道告示第285号

昭和9年北海道庁告示第1593号（河川法準用令による河川法準用河川の認定）の一部を次のように改正する。

平成17年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

堀株川の項を次のように改める。

堀株川 岩内郡共和町ワイス256番51地先ノ上流端ヲ示ス標柱 以下海二至ル

北海道告示第286号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）一部を次のように改正する。その関係図面は、北海道建設部空港港湾課及び留萌市に備え置いて縦覧に供する。

平成17年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

10 港湾区域内海岸保全区域の表天塩沿岸の留萌港海岸の留萌港の留萌市の項海岸保全区域欄を次のように改める。

- 1 基点Aから基点Lまでの各点を順次に結ぶ線、基点Aと補点1とを結ぶ線、補点1から補点8までの各点を順次に結ぶ線及び基点Lと補点8とを結ぶ線によって囲まれた区域
- 基点A 留萌市三泊町2163番地の3北西角（北緯43度58分51秒東経141度38分46秒）から方向角294度00分02秒の方向35.00メートルの地点
- 基点B 基点Aから方向角120度30分01秒の方向37.14メートルの地点
- 基点C 基点Bから方向角179度59分44秒の方向179.87メートルの地点
- 基点D 基点Cから方向角174度29分57秒の方向255.52メートルの地点
- 基点E 基点Dから方向角183度01分47秒の方向337.45メートルの地点
- 基点F 基点Eから方向角180度03分45秒の方向286.98メートルの地点
- 基点G 基点Fから方向角186度29分40秒の方向469.48メートルの地点
- 基点H 基点Gから方向角178度30分02秒の方向20.05メートルの地点
- 基点I 基点Hから方向角198度03分17秒の方向163.12メートルの地点
- 基点J 基点Iから方向角198度03分16秒の方向58.676メートルの地点
- 基点K 基点Jから方向角210度14分40秒の方向193.026メートルの地点

- 基点L 基点Kから方向角230度05分04秒の方向93.637メートルの地点
- 補点1 基点Aから方向角240度30分00秒の方向39.00メートルの地点
- 補点2 基点Dから方向角270度00分00秒の方向80.00メートルの地点
- 補点3 基準Fから方向角279度00分00秒の方向70.00メートルの地点
- 補点4 基点Cから方向角278度30分00秒の方向65.00メートルの地点
- 補点5 基点Iから方向角288度00分00秒の方向65.00メートルの地点
- 補点6 基点Jから方向角300度26分52秒の方向65.00メートルの地点
- 補点7 基点Kから方向角310度09分55秒の方向65.987メートルの地点
- 補点8 基点Lから方向角288度34分43秒の方向76.238メートルの地点

支 庁 告 示

北海道十勝支庁告示第14号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年4月8日

北海道十勝支庁長 佐々木 里 士

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

業 務 名	田園空間整備とかち大平原地区委託 1 業務
業 務 内 容	農村資源情報発信システム開発業務
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から平成18年3月10日まで
- (4) 履 行 場 所 北海道帯広市、北海道河西郡芽室町、北海道河西郡中札内村

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号に規定する情報システム開発の競争入札参加資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 北海道の業務委託事務取扱要綱に規定する技術者並びに照査技術者を配置できること。
- (4) 過去5年間（平成12年度以降）に元請けとして開発した本業務と同種又は類似の実績を有する者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付き一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成17年4月11日から22日まで(休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

ウ 申請書類の提出先 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道十勝支庁4階総務部会計課事業管理室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁3階農業振興部調整課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁4階B会議室

(2) 入札日時 平成17年5月24日(火)午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 同種業務の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)10条第1項5号の規定により同種業務の調達をする予定の有無
「無」

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道帯広市東3条南3丁目
十勝支庁4階総務部会計課事業管理室

(2) 交付方法 原則、インターネットにより行うこととし、送付又はファクシミリでは行わない。

ただし、インターネットによる配布を行うことができない書類については交付場所で直接交付を行うものとする。

十勝支庁ホームページ(公共工事入札等の情報)

アドレス <http://www.tokachi.pref.hokkaido.jp/>

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道十勝支庁農業振興部調整課

(2) 所在地 郵便番号 080-8588 北海道帯広市東3条南3丁目

電話番号 0155-24-3111 内線(2877~2878)

11 summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

Subject matter of the contract : Development of infrastructures for the rural space in Tokachi area, Hokkaido Consignment Task1

Outline of the Task : Computer system development for dissemination of the information on agricultural resources

B Bid tendering date and time : 10:00 A. M., May 24, 2005

C Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi Subprefectural office, Hokkaido Government, Minami-3-Chome, Higashi-3-Jo, Obihiro 080-8588 Japan
Telephone : 0155-24-3111, Extension 2231~2233

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第52号

次のとおり一般競争入札により契約業者を決定した。

平成17年4月8日

札幌医科大学長 今井浩三

1 特定役務の名称及び数量

札幌医科大学医療廃棄物処理業務

2 落札を決定した日

平成17年3月22日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社メディカル・セフティ・システム

(2) 住所 空知郡上砂川町上砂川45番地1

4 落札金額

(1) 感染性廃棄物 1ℓ当たり 金 37.5円

(2) 非感染性廃棄物 1ℓ当たり 金 25.0円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成17年2月4日付け札幌医科大学告示第15号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 札幌医科大学事務局総務課
 - (2) 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

- (1) 18,774,000円
- (2) 11,550,000円
- (3) 15,561,000円
- (4) 20,317,500円
- (5) 14,642,250円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成16年北海道教育庁十勝教育局告示第8号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課
 - (2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成17年4月8日

北海道教育庁十勝教育局長 河 野 憲 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
北海道帯広農業高等学校学科転換に係る物品購入

(1) 農業実習用機械類	トラクタほか	9品目	11点
(2) 畜産実習用機器類	フィードミキサーほか	3品目	4点
(3) 木材加工機械類	NCルーターほか	1品目	2点
(4) 顕微鏡	電子顕微鏡一式及び光学顕微鏡		103点
(5) 土木工事車輛	ホイールローダほか	1品目	2点
- 2 落札を決定した日
平成17年1月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1)ア 氏 名 日本ニューホランド株式会社
イ 住 所 北海道札幌市中央区北1条西13丁目4番地
 - (2)ア 氏 名 株式会社サセキ北海道
イ 住 所 北海道岩見沢市5条東12丁目7番地
 - (3)ア 氏 名 株式会社システムブレイン
イ 住 所 北海道札幌市白石区栄通9丁目5番8号
 - (4)ア 氏 名 株式会社カネタ
イ 住 所 北海道帯広市西7条南1丁目9番地
 - (5)ア 氏 名 日立建機株式会社
イ 住 所 東京都文京区後楽二丁目5番1号
- 4 落札金額

北海道教育庁十勝教育局告示第5号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成17年4月8日

北海道教育庁十勝教育局長 河 野 憲 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
北海道帯広農業高等学校学科転換に係る物品購入

(1) 理化学機器類	プログラムフリーザーほか	44品目	78点
(2) 農業土木実習機器類	真空ポンプほか	9品目	11点
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成17年1月26日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1)ア 氏 名 大槻理化学株式会社
イ 住 所 北海道北見市卸町1丁目6番地2
 - (2)ア 氏 名 有限会社ストーク
イ 住 所 北海道帯広市西1条南19丁目6番地
- 4 随意契約に係る契約金額
 - (1) 34,020,000円
 - (2) 22,470,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。

<p>金属くず行商の証、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、国外運転免許証、少年指導委証の写真ちょう付欄の契印及び自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の契印</p>	<p>北海道北見方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道北見方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表（第3条関係）区分専用公印、名称ひな型北海道北見方面公安委員会印、書体てん書、規格方10の用途に「4 駐車監視員資格者証の押印」を加える。</p> <p>別表（第3条関係）区分専用公印、名称北海道北見方面公安委員会印、ひな型北海道北見方面公安委員会、書体てん書、規格だ円形縦22横27の用途「古物行商許可証、金属くず行商の証、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、国外運転免許証、少年指導員証の写真ちょう付欄及び自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の契印」を「古物行商許可証、金属くず行商の証、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、国外運転免許証、少年指導員証の写真ちょう付欄、自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書及び駐車監視員資格者証の写真の契印」に改める。</p> <p>附 則 この規程は、平成17年4月8日から施行する。</p>
<p>金属くず行商の証、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、国外運転免許証、少年指導委証及び駐車監視員資格者証の写真ちょう付欄の契印及び自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の契印</p>	<p>改める。</p> <p>附 則 この規程は、平成17年4月8日から施行する。</p>
<p>道北見方面公安委員会告示</p>	
<p>北海道北見方面公安委員会告示第10号 北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成17年4月8日 北海道北見方面公安委員会委員長 磯 江 良 三 北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程</p>	